



発行・町田市 編集・政策経営部広報課  
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22  
市役所の代表電話 042・722・3111  
市役所の窓口受付時間 午前8時30分～午後5時  
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)  
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



携帯電話用QRコード

2014年度の国民健康保険税(国保税)納税通知書は、7月3日にお送りします。今回お送りする納税通知書は、5月末日までに市で把握した前年所得や国保への加入・脱退情報を基に作成しています。6月以降の情報を反映した納税通知書は、8月以降にお送りします。

**●国保税の算出方法**  
国保税は、次の3つの合算額です(表1)。  
①医療分：75歳未満の国保加入者の医療費に充てられます。  
②後期高齢者支援金分：75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度への保険料に充てられます。

この①②③はそれぞれ(A)所得割額、(B)均等割額、(C)平等割額を合計して算出します(表1)。ただし、①②③が(D)の課税限度額を超えた場合は、それぞれ(D)の金額となります。

※2014年度は、後期高齢者支援金分と介護分について、課税限度額の改定があります(表1の改定後参照)。

**●国保税の軽減**  
4月1日(賦課期日)現在、一定の所得以下の世帯に対しては、均等割額及び平等割額を軽減します(表2)。

2014年度は軽減判定の基準についても、改定があります(表2の改定後参照)。

**●国保税の減免**  
次のいずれかに該当して生活が著しく困窮し、税を納付することが困難と認められる場合は、減免の申請が出来ます。詳細は保険加入係へお問い合わせ下さい。

○災害により甚大な被害を受けた  
○病気、負傷などにより所得が一定以下に減少し、就労復帰の見込みがない  
○非自発的失業や休廃業により所得が一定以下に減少した

### 国民健康保険税

問 保険年金課 保険加入係  
☎724・2124  
FAX050・3101・5154

## 保険特集

国民健康保険税

介護保険料

後期高齢者医療保険料

国民年金

表1 2014年度国民健康保険税の税額(率)

	改定前			改定後		
	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護分	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護分
(A)所得割額(2013年中の総所得金額-基礎控除額33万円)×税率	4.08%	1.38%	1.17%	4.08%	1.38%	1.17%
(B)均等割額(加入者1人について)	年1万9700円	年6800円	年8400円	年1万9700円	年6800円	年8400円
(C)平等割額(1世帯について)	年9000円	年3000円	年3000円	年9000円	年3000円	年3000円
(D)課税限度額(1世帯について)	年51万円	年14万円	年12万円	年51万円	年16万円	年14万円
		年77万円			年81万円	

表2 2014年度国民健康保険税の軽減表

軽減区分	世帯総所得	改定前			改定後		
		33万円以下	33万円+(24万5000円×世帯主を除く加入者数)以下	33万円+(35万円×加入者数)以下	33万円以下	33万円+(24万5000円×加入者数)以下	33万円+(45万円×加入者数)以下
医療分		7割軽減	5割軽減	2割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減
後期高齢者支援金分	均等割額・平等割額	7割軽減	5割軽減	2割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減
介護分		7割軽減	5割軽減	2割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減

### 保険税(料)の納税(入)通知書をお送りします

#### 保険税(料)の納税(入)通知書発送・支払い方法

種類	納税(入)通知書		支払方法(注2) (下記①・②のどちらかとなります)	支払期日
	発送日	送付先		
国民健康保険税	7月3日	世帯主(注1)	①納付書、もしくは口座振替によるお支払い ②年金天引によるお支払い	7月～2015年2月の各月 4月、6月、8月、10月、12月、2015年2月
後期高齢者医療保険料	7月11日	本人	①納付書、もしくは口座振替によるお支払い ②年金天引によるお支払い	7月～2015年2月の各月 4月、6月、8月、10月、12月、2015年2月
介護保険料	7月1日	本人	①年金天引によるお支払い ②納付書、もしくは口座振替によるお支払い(年金天引ができない場合のみ)	7月～2015年2月の各月

注1 世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同じ世帯の中に加入者がいれば世帯主宛にお送りします。  
注2 支払方法は年度によって異なる場合があります。納税(入)通知書が届いたら、確認をお願いします。  
※口座振替の申し込み方法については、下欄をご覧ください。  
※納期限を過ぎると、督促状や催告書が発送されます。また、延滞金のお支払いが必要になる場合があります。

### 保険税(料)のお支払いは口座振替が便利です!!

下記の①②いずれかで、お申し込み下さい。

#### ①通帳届出印での申し込み

申し込み場所…金融機関または市役所担当窓口/手続きに必要なもの…納税(入)通知書(または保険証)、預(貯)金通帳、印鑑(通帳届出印)

#### ②キャッシュカードでの申し込み

申し込み場所…市役所の担当窓口/手続きに必要なもの…運転免許証など本人確認ができるもの、申込者本人名義のキャッシュカード

・口座振替にすると支払い忘れの心配がありません。一度手続きをすれば、翌年度以降もそのまま引き落としされます。ただし、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合は、再度申請が必要となります。

・納付書によるお支払いの場合は、期日内であればコンビニエンスストアでお支払い可能です(バーコード印字がないものを除く)。また、国民健康保険税については携帯電話やスマートフォン等を利用したモバイルレジサービスも利用できます。

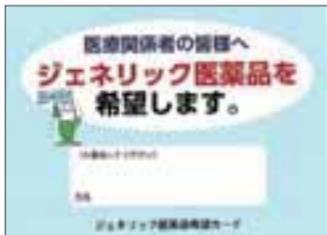
### お問い合わせ先

種類	税(料)の賦課について	税(料)の納付について
国民健康保険税	保険年金課 保険加入係 ☎724・2124	保険年金課 納付係 ☎724・2125
後期高齢者医療保険料	保険年金課 高齢者医療係 ☎724・2144	保険年金課 納付係 ☎724・2125
介護保険料	介護保険課 保険料係 ☎724・4364	介護保険課 納付係 ☎724・4364

### ジェネリック医薬品希望カードでお薬代が安くなる可能性があります!



国民健康保険用のカード



後期高齢者医療制度用のカード(現行)

町田市では、昨年、国民健康保険に加入されている方で、ジェネリック医薬品に変更した場合に、薬代が1か月あたり400円以上安くなる可能性のある方に、お知らせをお送りしました。今年も改めてお知らせをお送りします。

※お知らせが届かなかった方でも、ジェネリック医薬品希望カードで薬代が安くなる可能性があります(カードがなくても、医師・薬剤師に相談することができます)。

#### ジェネリック医薬品とは?

製薬会社が開発した薬の特許が切れた後に他の製薬会社で製造・販売された、効き目や安全性が同等であると国が認めた薬です。

開発経費が少ないため低価格で、患者の薬代の負担を軽くし、健康保険財政の負担を軽減します。

ジェネリック医薬品のない薬や、取扱いのない薬局もあります。また、利用しても薬代が安くない場合もありますので、まずは医師・薬剤師にご相談下さい。

#### ジェネリック医薬品希望カードとは?

このカードを病院や薬局等で提示することで、ジェネリック医薬品を希望することが簡単に伝わりやすくなります。

国民健康保険のジェネリック医薬品希望カードは、「国保ガイド」に付いており、7月3日にお送りする国民健康保険納税通知書に同封します。後期高齢者医療制度の方には、7月中旬にお送りする「後期高齢者医療被保険者証」にジェネリック医薬品希望シールを同封します。

#### お問い合わせ先

#### 保険年金課

##### ◆国民健康保険の方

保険給付係 ☎724・2130

FAX050・3101・5154

##### ◆後期高齢者医療制度の方

高齢者医療係 ☎724・2144

FAX050・3101・5154

表3 所得段階別保険料

課税状況		所得段階	年額保険料	
世帯員 市民税	本人の市民税及び 前年中の所得等			
生活保護受給者				
非課税世帯※1	老齢福祉年金受給者	第1段階	2万6500円	
		第2段階	2万9500円	
	課税対象となる 公的年金収入 額と合計所得 金額の合計	80万円以下	特例第3段階	3万6900円
		80万円超120 万円以下	第3段階	4万4200円
課税世帯※2	本人課税 合計所得金額 ※3	80万円以下	特例第4段階	4万7200円
		80万円超	第4段階 (基準額)	5万9000円
		125万円未満	第5段階	6万4900円
		125万円以上 190万円未満	第6段階	7万3800円
		190万円以上 300万円未満	第7段階	8万2600円
		300万円以上 500万円未満	第8段階	9万4400円
		500万円以上	第9段階	11万8000円

※1 非課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者が1人もいない世帯  
 ※2 課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者が1人以上いる世帯  
 ※3 合計所得金額…前年中の純損失または雑損失等の繰越控除前の総所得金額、土地等の分離譲渡所得金額(特別控除前)、山林所得等の合計

●**介護保険の財源について**  
 介護保険は、介護サービスの給付に必要な財源を、65歳以上の方の保険料のほか、40歳～64歳の方の保険料と公費で賄っています。

●**介護保険の見直し**  
 皆さんの保険料が介護保険制度を支えています。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

●**65歳以上の方**  
 2014年度の市民税の課税状況等に応じて、9段階11区分に設定されています(表3)。年度途中で65歳になられた方は、65歳の誕生日の前日が属する月から、月割りで計算されます。介護保険課からお送りする通知書に基づいて納付して下さい。

●**後期高齢者医療保険について**  
 対象となる方(被保険者)は、①75歳以上の方②65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)です。

●**均等割額の軽減**  
 世帯主及び被保険者の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます(表4)。

●**所得割額の軽減**  
 厚生年金の一般的な収入211万円(賦課のもととなる11万円(賦課のもととなる11万円)以下)は、100%軽減されます(表5)。

●**保険料の軽減**  
 被扶養者として、ご自身の保険料を支払っていただかなかった方は、所得割額は無料となり、均等割額は9割軽減された額となります。

●**保険料の減免**  
 災害、失業、世帯主の死亡

●**介護保険の見直し**  
 皆さんの保険料が介護保険制度を支えています。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

●**65歳以上の方**  
 2014年度の市民税の課税状況等に応じて、9段階11区分に設定されています(表3)。年度途中で65歳になられた方は、65歳の誕生日の前日が属する月から、月割りで計算されます。介護保険課からお送りする通知書に基づいて納付して下さい。

●**後期高齢者医療保険について**  
 対象となる方(被保険者)は、①75歳以上の方②65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)です。

●**均等割額の軽減**  
 世帯主及び被保険者の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます(表4)。

●**所得割額の軽減**  
 厚生年金の一般的な収入211万円(賦課のもととなる11万円(賦課のもととなる11万円)以下)は、100%軽減されます(表5)。

●**保険料の軽減**  
 被扶養者として、ご自身の保険料を支払っていただかなかった方は、所得割額は無料となり、均等割額は9割軽減された額となります。

●**保険料の減免**  
 災害、失業、世帯主の死亡

## 介護保険料



2014年度の納入通知書(決定通知書)は7月1日に発送します。

今回お送りする納入通知書(決定通知書)の保険料額は、6月6日までの住民票等の届出内容及び市で把握した前年所得等を基に算定しています。6月7日以降の情報により保険料額が変更になる場合は、8月以降に改めて通知します。

●**介護保険の見直し**  
 皆さんの保険料が介護保険制度を支えています。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

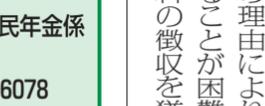
## 後期高齢者医療保険料



●**均等割額の軽減**  
 世帯主及び被保険者の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます(表4)。

●**所得割額の軽減**  
 厚生年金の一般的な収入211万円(賦課のもととなる11万円(賦課のもととなる11万円)以下)は、100%軽減されます(表5)。

## 国民年金



●**保険料のお支払い方法**  
 2014年度の保険料額は定額で、1か月1万5250円です。納付書を使って、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関・コンビニエンスストアでお支払い下さい。市役所・市民センターや、年金事務所ではお支払いできません。納付書を紛失した場合は、年金事務所まで再発行ができます。

●**保険料の算出方法**  
 2014年度及び2015年度の後期高齢者医療保険料率が、東京都後期高齢者医療広域連合により改定されました(図1)。

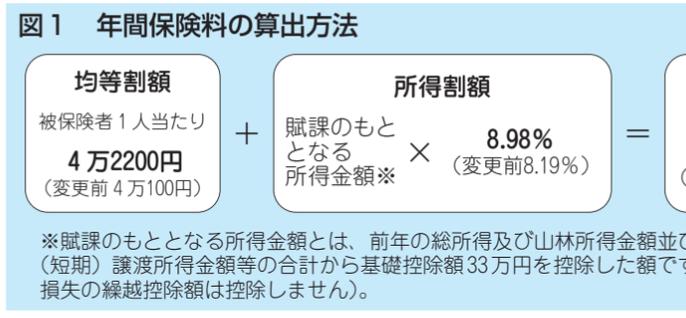


表4 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円 + (24.5万円 × 被保険者数) 以下	5割
33万円 + (45万円 × 被保険者数) 以下	2割

表5 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	100%
20万円以下	75%
58万円以下	50%

表6 国民年金保険料(2014年度)

納付方法	保険料	割引金額
納付書毎月払/口座振替毎月払/クレジットカード毎月払	1万5250円	-
口座振替毎月早割払	1万5200円	50円
納付書半年前納払/クレジットカード半年前納払	9万760円	740円
口座振替半年前納払	9万460円	1,040円

※各年金の受給要件等について、詳細は申請先にお問い合わせ下さい。年金を受給するためには、対象者からの請求が必要です。

や長期入院などの理由により保険料を納付することが困難な場合は、保険料の徴収を猶予したり、減免したりする制度がありますので、ご相談下さい。